

平成 27 年 9 月 8 日

学生各位

図書館利用マナーについて(お知らせ)

-放置荷物への対応について-

図書館情報課

図書館では、図書館を離れる際には、利用した資料や私物は持ち、座席を空けることになっています（図書館利用規程第 21 条 2 号）。しかし荷物を置いたまま図書館を離れてしまう利用者のために、他の利用者が席を使えないことがたびたび起こっています。

殊に試験期においては、利用者の増加のため、利用できる座席不足が頻繁に起こってきました。そのため、平成 23 年 12 月に、下記のとおり荷物による座席占有に対する対応を取り決めました。

試験期を控え、館内が混雑することを予想し、改めてお知らせしますので、荷物で座席を占有せずに、譲り合って利用するようお願いいたします。

記

1. 荷物を放置して 3 度に亘り回収された学生に対しては、特別利用を 1 週間停止する。
4 回目からはその都度同様の措置をとる。
2. 特別利用の停止を課された学生の氏名は、学年担当の教員にも通知する。
3. 利用マナーが著しく悪い学生に対しては、図書館長が面談のうえ叱責する。
4. 座席に荷物を放置し長時間離れているか否かの判断は、図書館職員に委ねる。

また、利用する座席は 1 人 1 席とし、自分の座席利用カードを差して使ってください。パソコンコーナーやパソコン室のパソコンを利用する場合や、セミナー室を利用する場合にも、他の座席は空け、荷物とともに移動してください。